

環 生 第 420 号

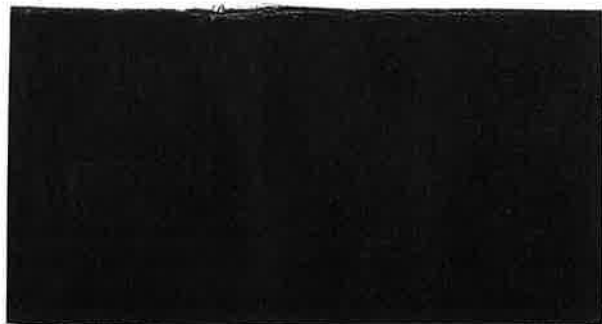
平成 28 年 1 月 19 日

経済産業大臣 林 幹雄 様

静岡県知事

「清水天然ガス発電所（仮称）建設計画 環境影響評価方法書」に関する意見について

平成27年 8 月24日付けで東燃ゼネラル石油株式会社から送付のありました標記の方法書について、環境影響評価法第10条第1項及び電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べます。



「清水天然ガス発電所（仮称）建設計画 環境影響評価方法書」

に関する意見について

平成 28 年 1 月

静岡県

はじめに

本事業は、東燃ゼネラル石油株式会社（以下「事業者」という。）が静岡市清水区袖師町地内において、天然ガスを燃料とした県内最大級となる最大出力 170 万 kW の火力発電施設を新たに建設するものであり、発電方式には発電効率の高いガスタービン・コンバインドサイクルが採用される予定である。

対象事業実施区域の周辺地域は、世界文化遺産である富士山や、その構成要素である三保松原等の優れた景観に恵まれ、歴史的には天然の良港を活用し、海運中継地として重要な役割を果たすとともに、東海道の宿場町として栄え、現在は、海外との貿易拠点として成長している。このような、当該地域に集積する文化的・歴史的な資産は、後世に永く受け継がれるべき普遍的な価値を有するものである。

そこで、事業の実施に当たっては、こうした地域特性や地域住民等の意見を踏まえた上で、動物・植物・生態系、水質、大気質、景観等に及ぼす影響について回避・低減を図ることが重要である。

このため、事業者は本意見書を踏まえ、環境影響評価準備書を作成されたい。

併せて、南海トラフ巨大地震等への災害に対する安全対策についても、地域住民等に丁寧な説明を行い懸念の払拭に努めるとともに、十分な検討を行い万全の対策を講じるよう付言する。

I 全般的事項

- 1 環境影響評価の実施に当たっては、地域住民や漁業関係者等からの意見にも十分配慮するとともに、環境影響評価準備書の手続の中で、丁寧に説明を行うこと。
また、提出された意見や要望に対して真摯に対応すること。
- 2 環境影響評価項目の選定に当たっては、対象事業実施区域周辺の地域特性、事業特性を勘案し、地域住民や漁業関係者等の意見に十分配慮した上で、海域等における「水環境」、「動物」、「植物」、「生態系」に係る項目の追加を検討すること。
また、項目を追加しない場合は、自主的な調査に基づいた客観的な根拠を示すこと。
- 3 本事業による環境への影響を回避・低減させるため、環境影響評価手続の中で実施する調査によって得られた知見及び専門家等からの意見や助言、さらに類似事業に関する情報を環境影響評価に反映させること。
- 4 環境影響評価の実施中に環境への影響を及ぼす新たな事実が判明するなど、追加調査の必要が生じた場合は、専門家等の指導や助言を求め、評価項目と調査手法について検討し、環境影響評価を行うこと。
- 5 対象事業実施区域に隣接する本事業の燃料供給元となる事業者と可能な限り情報を共有し、本事業の稼働により見込まれる燃料供給事業による環境影響の变化分についても、併せて環境影響評価を行うこと。
- 6 環境影響評価方法書に対する本意見書の内容を踏まえ、環境影響評価準備書を作成すること。

II 個別事項

1 大気環境

(1) 大気質

- ア 本施設の稼働により、ばい煙を含む約 $670 \text{ 万 Nm}^3/\text{h}$ の排出ガスが生じることから、地域特性を踏まえ、環境影響の回避・低減を図ること。
- イ 対象事業実施区域の周辺及び影響が及ぶと想定される地域は、山や海等の存在により大気の流れが変化することから、この点を踏まえ、短期的高濃度条件等（ダウンウォッシュ、ダウンドラフト、逆転層等）の影響を考慮し、予測及び評価を実施すること。
- ウ 内陸側の内部境界層高層気象観測については、調査時間を6時～18時としているが、夏季には海風が夜間に吹くことがあるので、時間を延長して調査を実施すること。
- エ 本施設の稼働により約 $29,000 \text{ m}^3/\text{日}$ の冷却塔用水が、蒸発等によって大気に放出されることから、気温や湿度等の変化が居住環境等に及ぼす影響について

調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 騒音・振動

対象事業実施区域の周辺には、住居のほかに多くの人々が集まる施設（駅、文化施設、商業施設等）が存在することから、この点を踏まえ、環境影響の回避・低減を図ること。

2 水環境

本事業の供用により、発電施設の冷却に用いる 14,400 m³/日の淡水排水が生じるとともに、発電施設の燃料として使用する LNG を気化させるための海水排水の増加が見込まれることから、淡水排水と海水排水による「水の汚れ」、「富栄養化」、「水温」の影響について調査、予測及び評価を実施すること。

なお、排水の拡散については、海水の流れの年変動を調査し、現状を踏まえて水平方向と垂直方向の影響の範囲について検討した上で、予測及び評価を実施すること。

3 動物・植物・生態系

- (1) 淡水排水と海水排水による海水の温度、塩分と水質等の変化が、海域に生息する動植物に影響を及ぼすことが懸念されることから、「海域に生息する動物」、「海域に生育する植物」、「地域を特徴づける生態系」を項目として選定し、調査、予測及び評価を実施すること。
- (2) 対象事業実施区域の周辺海域と周辺河川には、当該海域と当該河川を回遊するシロウオやチワラスボ等の希少種が生息していることから、専門家等の指導や助言を求め、調査、予測及び評価を実施すること。
- (3) 対象事業実施区域の周辺海域にはシラス、クルマエビ等の水産資源も生息していることから、これらの生息状況に及ぼす影響についても調査、予測及び評価を実施すること。
- (4) 対象事業実施区域の周辺海域に生息する希少種や水産資源の餌となる動植物プランクトンについても調査、予測及び評価を実施すること。

4 景観

- (1) 対象事業実施区域は、静岡市景観重点地区に指定された日の出地区の近隣に位置していることから、煙突や建屋等の配置、形状、高さ、配色、素材等に配慮すること。
特に配色については、静岡市の清水港・みなと色彩計画に基づき検討すること。
- (2) 世界文化遺産である富士山が見える眺望点については、四季を通じた調査を実施するとともに、季節ごとのフォトモンタージュを作成すること。
- (3) 対象事業実施区域に景観保護林の配置等による緑化を検討し、景観への影響の回避・低減を図ること。

5 温室効果ガス

本事業は、最大出力170万kWの火力発電所を建設するものであり、大量の二酸化炭素が新たに排出されることから、発電に係る燃料の使用についてのみならず、資材の搬入等を含めた、本事業の実施による二酸化炭素の総排出量を予測した上で、可能な限り二酸化炭素排出量の削減に努めること。